大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和８年11月13日

盛岡広域振興局長　小野寺　宏　和

１　届出事項の概要

（１）　届出者の氏名又は名称　株式会社たもり

（２）　大規模小売店舗の名称及び所在地　たもり乙部店　盛岡市黒川22地割29番地４

（３）　変更した事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の住所

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（４）　変更の年月日

ア　平成17年５月12日

イ　平成15年９月26日及び平成17年５月12日

（５）　変更の理由

ア　大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため

イ　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の変更のため

２　届出年月日　令和８年10月23日

３　縦覧場所　盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所